

8 大都市の実態を反映させた地方交付税の見直し及び国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする地方分権改革の更なる推進について (総務省・財務省)

地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準のサービスを提供できるようにするための地方固有の財源であります。

したがって、国の関与や義務付けを見直すことなく、国の歳出削減のみを目的として「地方交付税削減ありき」の議論を進めることは、到底認められるものではありません。

国の三位一体改革以降、地方交付税及び臨時財政対策債について、算定方法の簡素化等の見直しが大都市に大変厳しいものとなっていることも重なり、三位一体改革前の平成15年度と比較して、19年度までの4年間で地方交付税等の京都市への交付額は、国予算額の削減率(約25%)を大きく上回る約37%(480億円)もの削減となり、この間の市税収入の伸び(265億円)を大幅に上回っているため、指定都市の中でも交付税への依存度が高い京都市においては、極めて困難な財政運営を強いられております。

地方財政を安定的に運営するためには、地方財源不足額に対して法定率の引上げで対応することも含め、交付税総額が確保されなければなりません。同時に、交付税の算定に当たっては、事務配分の特例や産業経済の集中等による大都市特有の財政需要を的確に反映させることが不可欠です。

また、平成18年度までの三位一体改革では、3兆円規模の税源移譲が実現したものの、真の地方分権を実現するには不十分な内容であったといわざるを得ません。真の地方分権改革の実現には、単なる補助負担率の引下げではない、地方の自由度の拡大につながる国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲が是非とも必要であります。

地方分権改革推進委員会では、地方分権改革の検討が進められています。国におかれましては、個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築という地方分権の理念に立ち戻り、地方と協議する場を設けたうえで地方の意見を十分踏まえ、地方交付税制度の見直しに当たっては大都市の実態を的確に反映させたものとともに、国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする地方分権改革を一層強力に推進されるよう強く要望します。

あわせて、道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方への配分総額の確保、地方税財源の強化を図るとともに、地方の自由度が拡大する方向で改革が行われることを要望します。

要望事項

- 1 大都市の実態を反映させた地方交付税制度の見直し
 - (1) 標準的な行政サービスの安定的提供のための地方交付税総額の確保
 - (2) 地方財源不足額を解消するための法定率の引上げ
 - (3) 大都市特有の財政需要を的確に反映できるような算定方法の見直し
 - (4) 地方交付税制度見直しに当たって、地方の意見を十分反映するための協議の場の設定
- 2 国庫補助負担金改革と税源移譲
単なる補助負担率の引下げではない、地方の自由度の拡大につながる国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲
- 3 道路特定財源の一般財源化
地方への配分総額の確保、地方税財源の強化及び地方の自由度の拡大

主な要望先：総務省（自治財政局財政課、調整課、交付税課） 財務省（主計局主計官）

京都市の担当課：理財局 財務部 主計課 資金調達・財源調整担当課長 神谷佳孝 TEL 075-222-3290

＜参考＞

○指定都市共同による国等への主な提言

- ・「国庫補助負担金の廃止・縮減に関する指定都市の提言」（平成 15 年 10 月）
- ・「『骨太方針 2004』を踏まえた三位一体改革の推進に関する指定都市の基本的な考え方について（提言）」（平成 16 年 7 月）
- ・「『三位一体の改革』に関する指定都市の提言」（平成 17 年 7 月）
- ・「『歳出・歳入一体改革』に向けた緊急意見」（平成 18 年 5 月 18 日）
- ・「指定都市市長会 緊急アピール」（平成 18 年 5 月 29 日）
- ・「眞の地方分権改革の実現に向けた指定都市のアピール」（平成 18 年 7 月 26 日）
- ・「第二期地方分権改革の推進に関する指定都市のアピール」（平成 18 年 12 月 22 日）
- ・「第二期地方分権改革の推進に向けた指定都市のアピール」（平成 19 年 5 月 29 日）
- ・「第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第 1 次提言）」（平成 19 年 8 月 1 日）
- ・「地方分権改革の着実な推進を求めるアピール」（平成 19 年 12 月 26 日）
- ・「第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第 2 次提言）」（平成 20 年 2 月 26 日）